

豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について（案）

豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部を次のように改正する。

令和 3 年 6 月 2 2 日

豊山町地域公共交通会議会長 鈴木 邦尚

第 2 条第 4 号中「網形成」を削る。

第 3 条第 1 0 号中「振興部」を「都市・交通局」に改める。

第 1 0 条中「地域振興課地域振興係」を「まちづくり推進課まちづくり推進係」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年度第 1 回豊山町地域公共交通会議から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改定新旧対照表（案）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>（協議事項）</p> <p>第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4）法第5条の規定に基づく地域公共交通_____計画の作成及び実施</p> <p>（5） 略</p> <p>（交通会議の構成員）</p> <p>第3条 交通会議の構成員は、18人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 愛知県<u>都市・交通局</u>交通対策課長又はその指名する者</p> <p>（9）、（10） 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第10条 交通会議の庶務は、産業建設部<u>まちづくり推進課まちづくり推進係</u>において処理をする。</p> <p>2 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、産業建設部<u>まちづくり推進課まちづくり推進係</u>を連絡、通報窓口にするものとする。</p> | <p>（協議事項）</p> <p>第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4）法第5条の規定に基づく地域公共交通<u>網形成</u>計画の作成及び実施</p> <p>（5） 略</p> <p>（交通会議の構成員）</p> <p>第3条 交通会議の構成員は、18人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 愛知県<u>振興部</u>交通対策課長又はその指名する者</p> <p>（9）、（10） 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第10条 交通会議の庶務は、産業建設部<u>地域振興課地域振興係</u>において処理をする。</p> <p>2 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、産業建設部<u>地域振興課地域振興係</u>を連絡、通報窓口にするものとする。</p> |

この改定は、令和3年度第1回豊山町地域公共交通会議から施行し、令和3年4月1日から適用する。